

こんにちは **日本共産党** 中村れい子

市政報告です



発行：日本共産党高槻市議員団 市会議員・中村れい子 事務所/☎569-1114 高槻市別所中の町3-7 ☎681-8480 自宅/古首部町2丁目

9月市議会で、中村れい子が一般質問した地方自治法改正、PFASの規制強化の要旨を掲載。その他に終活についても質問しました。

国の自治体への「指示」強まる 地方自治体の自主性・自立性を守ろう

今年6月19日地方自治法の改正が成立し、6月26日に公布されました。
地方自治法の改正に伴い、総務省から8月5日にも通知があり、「国の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」の運用の考え方が示されました。

国の関与、国の指示権の拡大

改正法は、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」が発生し、または、「発生するおそれがある」と判断すれば、国は地方自治体に対して、法的義務を持つ「生命等の保護の措置に関する指示」を発することができるという国等による新たな関与の仕組みを創設しました。
国の指示権行使の対象は自治体の仕事全般に及び、「指示」を受けた自治体は指示に対応

して）国の責任において広域的、統一的な対応を行う必要性が高く、国民の命の保護のため、閣議決定を経て自治体に必要な指示をすることができま

再質問

問題なのは、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」「大規模な災害、感染症のまん延、その他、これらに類する事態」という規定は抽象的で、そのうえ「発生するおそれがある場合」も加われば、その範囲は際限がありません。

「生命の保護の措置にかんする指示」、補充的指示の内容、どういう場合に指示が出されるのか、お答えください。
市の答弁
（災害や感染症に対

市の答弁
不服がある場合審査の申し出ができます。

有事法制の拡大に反対

「武力攻撃事態」に

対処するための自治体や国民の動員を定めた有事法制では、国の自治体への指示権を一定認めています。その範囲は避難・誘導・救援に限定されています。指示をするには自治体との相互調整や、意見申し出の手続きを経ないといけないです。
今回の改正で、指示権がすべての事務に及ぶことになれば、有事法制では認められていない広範な指示を出すことが可能になります。
国は自治体のコロナ対

策や災害対応が不十分だとしていますが、国の方針で、公務や公共

の体制を削ってきたが問われます。

国と地方自治体の関係について 住民自治を守ろう！

国と地方自治体は、「対等・協力」の関係です。自治体の自主性はないのか、お答えください。

自立した行政運営を図ってまいります。
意見
憲法は、国から独立した団体が、地方自治を運営するべきという「地方自治の本旨」を明記しました。

国からの関与は「必要最小限」とする原則が地方自治法に明記されました。国の関与ができる基準もはっきりしない中で、関与の範囲をすべての事務に広げることは民主主義の後退です。答弁では、地方自治の本旨に基づきということですから、

高槻市の自主・自立した行政運営に期待します。

国の地方自治法に基づき助言・勧告等は法的義務はなく、具体的な措置内容は地方自治体の裁量となっています。引き続き地方自治の本旨に基づき自主・

高槻市の自主・自立した行政運営に期待します。



自衛隊への名簿提出はやめるべき

18歳と22歳の名前、生年月日、住所、性別の4情報を本人の同意なく自衛隊に提供しています。

防衛省と総務省連名の通知「自衛官又は自衛官候補生の募集事務

に関する資料の提供について」に関して、日

本共産党は、個人情報

の提供に依らない市町村への不利益な扱いは

生じないこと。住民基

本台帳の一部にとどめ

ても法令に違反しない

ことを求めました。

助言に、従わなかった

ことを理由に、不利益

な取り扱いをしてはな

らない」「防衛省は知事、

市町村長に対して資料

の提出を求めているが、

利益な扱いはあるのか。

また、高槻市民で何人

の方が自衛隊に入隊さ

れるのですか。

市の答弁

不利益な扱いはあり

で行われた市長表敬・

懇談には毎年数名の入

隊・入校予定者が参加

されます。

意見

高校生の就職活動は、

生に勧誘文書を送りつ

けています。自衛隊員

は兵士です。武力行使

への服従義務、命をか

けて人を殺す「賭命業

務」が課されます。

有機フッ素化合物PFASの基準を厳しくすること

高槻市水道の「水

道水における有機フッ

素化合物への対応につ

いて」が報告され、今

後の対応として、目標

値を超えた井戸は一旦

停止し水質の把握とあ

りますが、根本的な原因の

PFASが目標値を

超えた場合、原因が解

明されないまま飲み水

として利用することに

不安があります。原因

説明を求めます。

食品へのPFAS検査の実施を

神戸市内の事業所

されました。飲み物や

食品に規制がないとい

うことは大問題です。

水道水には暫定ですが、

目標値があるのですか

ら何らかの規制がある

ことは明らかです。

市の保健所では、市

の検査をしています。

川の水や地下水を利用

して農作物を栽培して

いる場合があります。

それ以外にも影響があ

るかもしれない食品に

ついてPFASの検査

はできないのか、お答

を国に求め、市として

も検査できるようにし

てください。

河川などの調査

市のこれまでの

PFOS、PFOA検

査では、河川で1か所

目標値を超えています

きないのか、お答えく

ださい。

市の答弁

血液検査の結果のみ

をもって健康影響を把

握することは困難な現

状です。

意見

PFASが体内にど

れだけ蓄積されている

か検査は必要です。

PFASの基準の強

化、検査場所を増やす

ことを求めます。



事前に必ず連絡を
ください



市会議員

中村れい子

市政相談日は

毎月、第2土曜日です

場所：中村れい子事務所
別所中の町3-7

時間：朝10時～昼12時まで
TEL 681-8480/自宅 TEL 685-6686